

② I 第6 泡消火設備

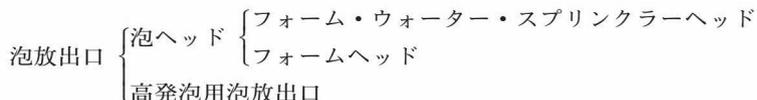
第6 泡消火設備（令第15条）

6.1 設置を要する防火対象物（4.1(1)参照）

6.2 泡放出口

(1) 固定式の泡消火設備に用いられ空気泡を放射するものであり、泡の膨張比による種別に応じ泡放出口は、次のように分類される。

(2)



注 泡ヘッドは低発泡（膨張比20以下）の泡に、高発泡用泡放出口は高発泡（膨張比80以上1,000未満）の泡の場合に用いられる。

6.3 技術基準

(1) ヘッド等の配置

① 泡ヘッド

ヘッドの種類に応じて以下の個数のヘッドを防護対象物のすべての表面を有効防護空間に包含するように設ける。

- ・フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド 8㎡につき1個以上
- ・フォームヘッド 9㎡につき1個以上

② 高発泡用泡放出口

防護区画の床面積500㎡ごとに1個以上設ける。

③ 移動式泡消火設備のホース接続口

- ・防護対象物の各部から ≤15m（水平距離）
- ・泡放射用器具格納箱から ≤3m

(2) 水源水量

① 泡ヘッド

規定のヘッド数（n）×ヘッドの設計放水量（ℓ／分）×10分

nはヘッドの種類、設置場所により以下の表の通り

6.3表1

フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッド	回転翼航空機の格納庫	床面積 $\frac{1}{3}$ 以上に設けられた全ヘッドの個数
	指定可燃物	床面積50㎡に設けられた全ヘッドの個数
フォームヘッド	道路の用に供される部分	床面積80㎡の区域に設けられた全ヘッドの個数
	駐車場	天井面より0.4m以上突出したはり等で区画された床面積の最大となる区域（はり等ない場合は50㎡）に設けられた全ヘッドの個数

	その他	床面積が最大となる放射区域に設けられた全ヘッドの個数
--	-----	----------------------------

● ヘッドの放射量は規則18①(2)ハ及び規則32による。

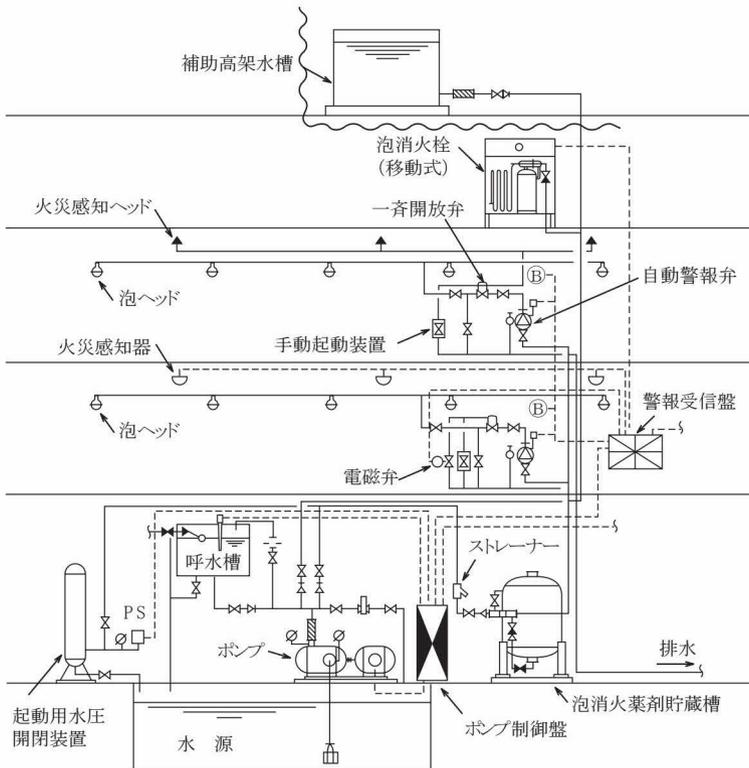
② 高発泡用泡放出口 (略)

③ 移動式 (略)

6.4 非常電源 (⑤ I 第 1 参照)

6.5 電気配線 (⑤ I 第 2 参照)

6.6 泡消火設備構成例図



● 系統説明

- 1 火災が発生すると火災感知(ヘッド)器が火災受信機へ火災信号を送る。  
(又は手動式起動装置を人が操作する。)
- 2 火災受信機からの通報により、一斉開放弁(電磁式自動弁)を開放する。
- 3 水噴霧ヘッドから放水が始まる。
- 4 配管内の流水を自動警報弁(検知装置)がキャッチして、ポンプ制御盤に伝え、ポンプ(P)により加圧送水することにより送水する。

6.6 図 1